記　者　発　表	
発表先	石川県政記者クラブ
扱い	取締り実施後解禁

平成２８年８月８日

国土交通省　北陸地方整備局　金沢河川国道事務所　北陸信越運輸局　国土交通省　石川運輸支局　石川県警察　NEXCO 中日本

４機関合同で特殊車両の取締りを実施！

道路の損傷や重大事故につながるおそれがある過積載や、無許可の大型車両の違法な運行が依然として多いため、事故を未然に防ぎ規則を周知・理解していただくことを目的に、金沢河川国道事務所、石川運輸支局、石川県警察、中日本高速道路（株）金沢支社による合同取締りを下記のとおり実施します。

取締日時：平成２８年８月９日（火）１４：００～１６：００

取締場所：国道８号　加賀市熊坂町２２２番地　加賀特殊車両指導取締基地（雨天時中止）

北陸自動車道　加賀インター

実施内容：①道路法に基づく車両の幅・重量・長さ等の取締り（金沢河川国道事務所、中日本高速道路（株）金沢支社）

②道路交通法に基づく過積載等の取締り（石川県警察）

③貨物自動車運送事業法に基づく過積載等の取締り（石川運輸支局）

【位置図】

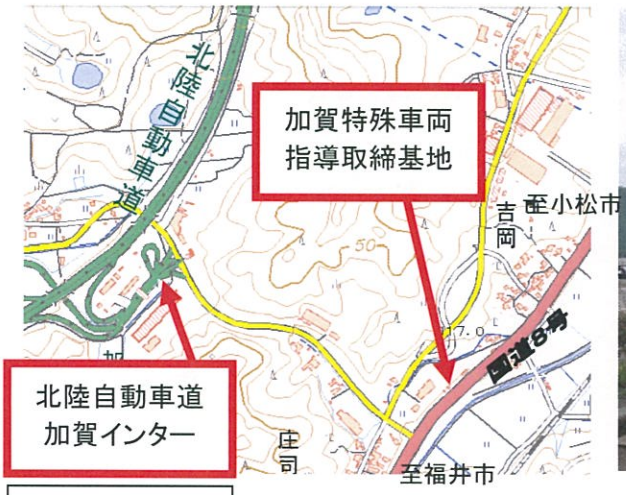

【実施状況Ｈ２８年７月）】

問い合わせ先

【道路法に基づく取締りについて】

（一般道路に関して）北陸地方整備局　金沢河川国道事務所　道路管理第一課長　本野　恒夫

〒920-8648　金沢市西念4丁目23番5号　TEL：076－264－9917

（高速道路に関して）中日本高速道路（株）金沢支社　道路管制センター　交通管制チーム　茶谷　雄一

〒920-0365　金沢市神野町東１７０　TEL：076－249－8632

【道路交通法に基づく取締りについて】

石川県警察本部　交通部　交通指導課次席　三瀬　繁

〒920-8553　金沢市鞍月1丁目1番地　TEL：076－225－0110（代）

【運送事業者の監督に関することについて】

北陸信越運輸局　石川運輸支局　輸送・監査部門　首席運輸企画専門官　猿谷　克幸

〒921-8011　金沢市入江3丁目１５３　TEL：076－291－7853

過積載運転が及ぼす影響

道路を安全に利用するうえで、過積載運転が及ぼす様々な影響が懸念され、過積載は道路交通法５７条で禁止されており、車両運転者、法人とも罰則が規定されています。

【重大事故への起因】

過積載走行時はブレーキ制動・停止距離が普通走行時と比べ著しく延長し、衝突事故やカーブで曲がり切れずに横転事故、また積載貨物の落下事故等の重大事故への起因となることが懸念されます。

【道路・橋梁等への影響】

過積載による重量超過車両は、道路や橋梁等の構造物に非常に大きな影響を及ぼします。舗装のひび割れや橋梁に損傷を与え、道路や橋の寿命を縮める事に繋がります。

上記以外にも様々な影響が懸念されますが、「過積載運転は違法行為であること」また、「道路はみんなの財産であること」を認識していただくよう呼び掛けます。

特殊車両は通行許可が必要です

大型トレーラ、大型クレーン等の建設機械は車両の幅・高さ・重量・長さなど一般的な制限値をどれか一つでも超える車両は「特殊車両」と言います。

この「特殊車両」は道路・橋などを傷つけないよう、また、他の通行車両に影響（迷惑）をかけないように通行するよう、通行の際には許可をとることとされています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		２．５メートル
長さ		１２．０メートル
高さ		３．８メートル（高さ指定道路は４．１メートル）
重さ	総重量	２０．０トン （重さ指定道路は２５．０トン）
	軸重	１０．０トン
	隣接軸重	隣り合う車両の輪距が１．８メートル未満　１８．０トン※
		隣り合う車両の輪距が１．８メートル以上　２０．０トン
	輪荷重	５．０トン
最小回転半径		１２．０メートル

※但し、隣り合う車軸の軸距が１．３メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも９．５トン以下のときは１９トン

また国土交通省では、特殊車両の通行に対する指導、取締の徹底を図っています。

【違反者に対する指導等の強化】

○国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令４回又は是正指導５回で告発）

○改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施

○特に基準の２倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施